

事業評価書（事前）

事務事業名		児童虐待機関連携事業
事務事業の概要	(1)目的	<p>児童虐待への対応は、児童相談所を中心に保健所、福祉事務所、市町村保健センター、医療機関、警察等が連携して取り組んでいるところであるが、増え続ける児童虐待相談へ対応するためには、それぞれの機関が持つ全ての力を迅速かつ適切に発揮しなければ、対応出来ない状況となってきた。</p> <p>特に、児童相談所と保健機関（保健所、市町村保健センター）は、虐待の予防、発見、援助の全ステージを通じて、単なる情報の共有にとどまらず、それぞれの役割と機能を果たしながら合同で事例に対処することが求められる。</p> <p>しかしながら、現状においては、リスクアセスメントや介入の判断の基準が機関の間であらかじめ調整されていないことや、都道府県の保健機関（保健所）と市町村の保健機関（保健センター）の役割分担、連携が十分に確立していないなど、現場の行動レベルでの連携がなお不十分なものとなっている。</p> <p>このため、児童相談所と保健機関が協力して、迅速かつ適切に対応するための実践的方策をそれぞれの都道府県の実情を踏まえて検討し、当該都道府県域内で機関が共有して用いるマニュアルの作成を行う。</p>
	(2)内容	<p>児童相談所及び保健所、市町村保健センター等（可能であれば、福祉事務所、医療機関へも拡大）が、虐待を受けた児童や家庭に対して合同で対応するための方策を職員、学識者等により検討を行い、実践的マニュアルを作成（年間20か所×1,000冊で計20,000冊、3年間延べで59,000冊）する。</p> <p>事務局は、児童相談所サイド、保健所サイドのいずれでも可。（1年間限り、3年間で全都道府県・指定都市が実施し事業終了）</p> <p style="text-align: right;">要求額 24百万円</p>
	(3)達成目標	<p>全ての都道府県・指定都市（59か所）においてマニュアルを完成させ、児童虐待の早期発見、調査、保護、見守り、生活支援等につき、関係機関の総力による迅速かつ適切な対応に資する。</p>
評価	(1)必要性	<p>〔国民や社会のニーズに照らした妥当性〕</p> <p>児童虐待の防止と虐待を受けた児童の早期発見・早期対応及び適切な保護を目的に、児童虐待防止法が平成12年11月に施行されたところであるが、その後も保護者の虐待により死亡する児童が後を絶たない状況にあり、これらの事件の中には、児童相談所が関与しながら、救えなかった事件も発生している。</p> <p>また、児童相談所で受け付ける児童虐待相談件数は、平成12年度は、1万9千件、13年度に入っても急増が続いていることから、それぞれの関係機関が持つ役割を認識して、迅速かつ適切に対応することが求められている。</p> <p>〔公益性〕</p> <p>国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに児童の心身ともに健やかに育成する責任を負うものであり、国は地方公共団体とともにその責任のもと事業を実施する。</p> <p>〔官民の役割分担〕</p> <p>児童虐待の対応において、家庭への介入などプライバシーに関わるデリケートな部分は、児童相談所等の公的機関が対応を行い、虐待防止団体や子育て支援を行う民間団体は、その特徴を生かした早期発見や地域での見守り等の役割を担うこととなり、地域の機関が官民あげて協力することが虐待対策の推進をもたらすものであり、当該事業により連携を強化するものである。</p> <p>〔国と地方の役割分担〕</p> <p>児童虐待への対応は、地方公共団体の機関が対応しているが、保健、福祉、医療、教育、警察等の行政分野をまたがる場合の連携が十分とは言えない状況もあり、連携を促進するため国が技術的助言及び経費を補助するものであ</p>

	<p>る。</p> <p>〔 民営化や外部委託の可否 〕</p> <p>虐待の対応は、児童相談所等の公的機関の業務であり、連携を図るべき公的機関が中心となって実践に基づいたマニュアルを作成するものである。</p> <p>〔 緊要性の有無 〕</p> <p>児童虐待による死亡事件には、関係機関自らが役割を認識し迅速な対応が行えていれば死亡させずに済んだと考えられるケースもあり、早急に事業を実施することが必要である。</p>
(2)有効性	<p>〔 今後見込まれる効果 〕</p> <p>虐待への対応は、児童相談所だけで行うには限界があることから、当該事業により、保健所、福祉事務所、医療機関等の関係機関が持つ専門性を協同して発揮させることにより、一人でも多くの虐待を受けた児童の早期発見、早期対応及び適切な保護を行うことができる。</p> <p>〔 効果の発現が見込まれる時期 〕</p> <p>虐待対策については、予防、早期発見、早期対応、児童の適切な保護、保護者への指導等の施策を実施してきたところであるが、これらの事業効果と相まって、平成 14 年度には一層の効果が期待できる。</p>
(3)効率性	<p>〔 単年度の費用 〕</p> <p>初年度 24 百万円、3 年間の事業継続を予定していることから総額 72 百万円の経費が必要</p> <p>〔 手段の適正性 〕</p> <p>国がマニュアルを作る方法もあるが、自治体ごとに社会資源、人材等に差異があることから、自治体に合ったものをそれぞれ作成させることが効果的である。</p> <p>〔 効果と費用との関係に関する分析 〕</p> <p>地域における取り組みの実践を踏まえ、関係機関職員、学識経験者等が、より適切な対応方法の検討を行い、マニュアルを作成、配布するための必要最小限の経費を計上している。</p>
(4)その他 (公平性・優先性 など)	<p>新聞等で報道される児童虐待事件には、保健所や福祉事務所が早期の段階で発見していながら死亡に至った事例が報道されるなど、対応の仕方によっては重大な結果を招くことからマニュアル作成は喫緊の課題である。</p>
関連事務事業	<p>子ども心の健康づくり対策事業</p>
特記事項	<p>「児童虐待の防止等に関する法律」(平成 12 年 11 月 20 日施行)</p> <p>〔 国及び地方公共団体の責務等 〕</p> <p>第四条 国及び地方公共団体は、児童虐待の早期発見及び児童虐待を受けた児童の迅速かつ適切な保護を行うため、関係機関及び民間団体の連携の強化その他児童虐待の防止等のために必要な体制の整備に努めるものとする。</p>
主管課 及び関係課	<p>(主管課) 雇用均等・児童家庭局総務課</p> <p>(関係課) 雇用均等・児童家庭局家庭福祉課 虐待防止対策室</p>